

2026年度

大学院便覧

看護学研究科

[博士前期課程]

- ・ 研究者養成コース
- ・ 高度実践者養成コース（助産学領域）
- ・ 高度実践者養成コース（診療看護師（NP）
プライマリ・ケア領域）

[博士後期課程]



目 次

I. 大学の概要	
1. 沿革	1
2. 島根県立大学の目的	3
3. 島根県立大学憲章	3
4. 出雲キャンパスの概要	4
II. 看護学研究科の概要	
【博士前期課程】	
研究者養成コース	7
高度実践者養成コース（助産学領域）	9
高度実践者養成コース（診療看護師（NP）プライマリ・ケア領域）	11
【博士後期課程】	14
III. 教学に当たっての注意事項	
1. 学修	19
1) 学期	
2) 授業時間	
3) 欠席	
4) 休講・補講	
5) 交通機関の運休・災害発生時等における授業の取り扱いについて	
2. 教育方法	21
1) オムニバス方式	
2) セメスター制	
3) フィールドワークを主体とした授業展開	
4) 合同検討会について	
3. 授業科目の履修	24
1) 履修登録の時期及び方法	
2) 履修登録上の注意事項	
3) 長期履修制度と手続きについて	
4) 時間割	
4. 研究指導	24
【博士前期課程】	24
1) 研究者養成コース	
2) 高度実践者養成コース（助産学領域）	
3) 高度実践者養成コース（診療看護師（NP）プライマリ・ケア領域）	
4) 修士論文の提出	
5) 修士論文公開発表会	
6) 論文審査・最終試験	
7) 修士論文審査基準	
【博士後期課程】	32
1) 『後期特別研究』における研究指導	
2) 論文に関わる審査および最終試験までの流れ	
3) 合否判定会議	
4) 合否判定会議後	
5) 学位論文の公表	
6) 博士論文審査基準	
IV. 学生生活	
1. 諸手続・諸証明・届等	39
2. 通学証明書・学割証等	40
1) 通学証明書	
2) 学割証	
3) 学生団体旅行割引	
3. 証明書の発行	40
1) 証明書自動発行機	
2) 証明書発行サービス	
4. 授業料	41
1) 授業料の納付	
2) 授業料のスライド制	
3) 授業料の徴収猶予	

5.	修学支援制度	41
1)	学内の奨学金制度	
2)	学外の奨学金制度	
6.	保険制度	42
1)	学生教育研究災害傷害保険	
2)	学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）	
7.	学生相談	44
1)	相談窓口	
2)	カウンセリング	
3)	学外の相談支援機関	
4)	キャンパスハラスメント救済制度	
8.	健康管理	45
1)	定期健康診断	
2)	健康相談	
3)	保健室	
4)	遠隔地被保険者証	
9.	緊急時の対応	45
1)	救急時の連絡体制	
2)	留意事項	
10.	その他	46
1)	自動車・バイク・自転車による通学	
2)	課外活動	
3)	後援会	
V. 大学施設の利用		
1.	研究室について	47
2.	図書館の利用について	47
3.	施設利用上の留意事項	50
4.	コピー機の利用	52
VI. 巻末資料		
1.	大学院関係施設図	54
2.	諸規程	
	・島根県立大学大学院学則	58
	・島根県立大学学則	77
	・島根県立大学出雲キャンパス学生通則	88
	・島根県立大学出雲キャンパス学生団体の設立及び活動に関する細則	96
	・島根県立大学大学院履修規程	103
	・島根県立大学大学院看護学研究科授業運営細則	107
	・島根県立大学大学院看護学研究科博士前期課程学位審査実施細則	112
	・島根県立大学大学院看護学研究科博士後期課程学位審査実施細則	126
	・島根県立大学大学院看護学研究科長期履修学生規程	148
	・島根県立大学出雲キャンパス図書館利用規程	152
	・島根県立大学出雲キャンパス体育施設使用規程	157
	・島根県立大学出雲キャンパス駐車場利用規程	161
	・海外渡航時の届出について	165
	・つわぶき後援会会則	167
3.	学位論文執筆要領と学位論文の公表と著作権等	
	・学位論文執筆要領	170
	・学位論文の公表と著作権等	177

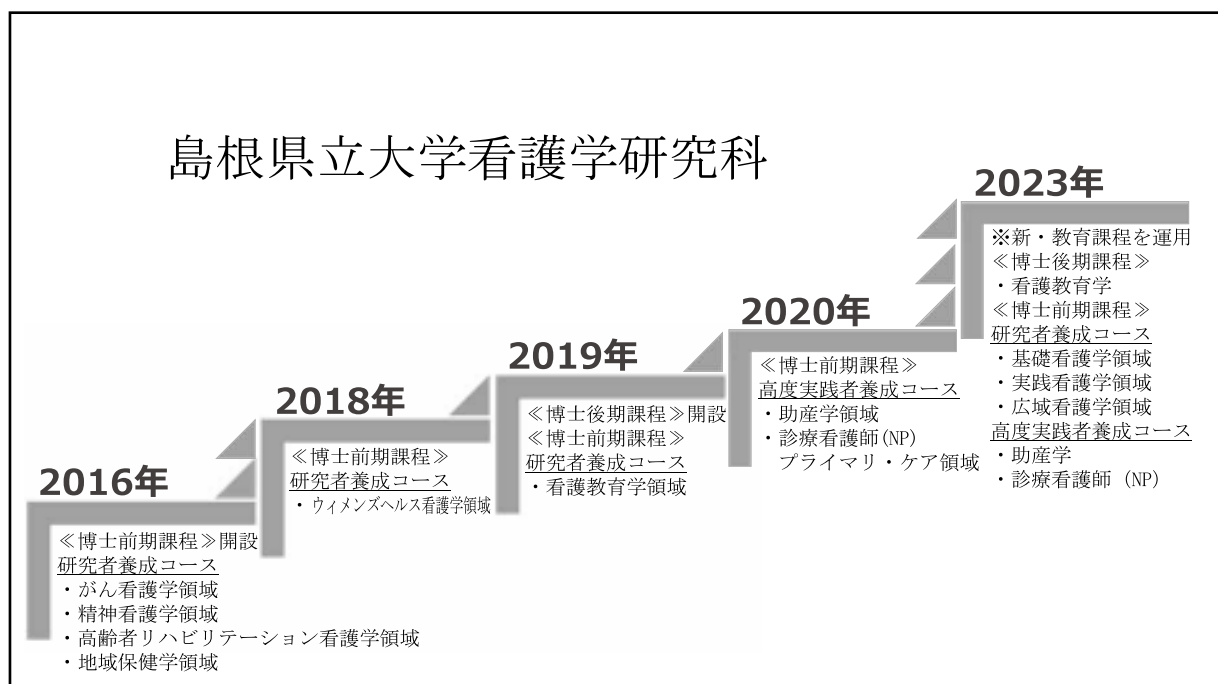
I . 大学 の 概 要

I. 大学の概要

1. 沿革

平成4年2月18日	出雲部における短期大学について、看護職員の養成を中心とする短期大学を県立で設置し、開学時期は平成7年4月を目途とする旨を知事が公表
平成4年9月11日	「県立看護短期大学(仮称)設置基本構想」決定
平成5年12月9日	用地造成工事竣工
平成6年12月5日	福利棟(現:4号館)竣工
平成6年12月20日	校舎本棟(現:1号館・2号館)竣工
平成6年12月21日	学生寮竣工 島根県立看護短期大学の設置認可 // の看護婦学校指定(看護学科)
平成7年2月10日	校舎および学生寮の竣工式
平成7年4月1日	島根県立看護短期大学開学
平成7年4月17日	島根県立看護短期大学第1回入学式
平成7年11月2日	開学記念式
平成9年12月19日	島根県立看護短期大学専攻科の設置届受理 // の保健婦学校指定(地域看護学専攻) // の助産婦学校指定(助産学専攻)
平成10年4月1日	島根県立看護短期大学専攻科開設
平成17年2月14日	島根県立看護短期大学専攻科の認定(独立行政法人大学評価・学位授与機構)
平成18年11月30日	島根県立大学短期大学部の看護師・保健師・助産師学校指定
平成19年4月1日	公立大学法人島根県立大学設立 島根県立大学短期大学部開学
平成19年4月4日	島根県立大学短期大学部第1回入学式
平成22年4月1日	島根県立大学憲章制定
平成22年8月5日	経営委員会において島根県立大学看護学部の設置を決定 公立大学法人島根県立大学看護学部等設置準備委員会を設置
平成22年9月1日	島根県立大学歌「鳥とともに」制定 マスコットキャラクター「オロリン」制定
平成22年9月15日	知事が島根県立大学看護学部の設置を表明
平成23年5月26日	島根県立大学看護学部の設置認可申請書提出
平成23年10月24日	島根県立大学看護学部の設置認可
平成23年10月31日	島根県立大学看護学部の看護師・保健師学校指定
平成24年3月30日	増築校舎(3号館)竣工
平成24年4月1日	島根県立大学看護学部開設 島根県立大学短期大学部専攻科の専攻名変更(地域看護学専攻から公衆衛生看護学専攻へ変更)
平成24年4月4日	島根県立大学看護学部第1回入学式
平成24年4月19日	島根県立大学看護学部開設記念式典
平成25年10月1日	しまね看護交流センター開設
平成25年12月1日	島根県立大学出雲キャンパス新駐車場竣工

平成26年8月29日	島根県立大学別科助産学専攻の助産師学校指定
平成27年3月31日	島根県立大学短期大学部看護学科及び専攻科の廃止
平成27年4月1日	島根県立大学別科助産学専攻開設
平成27年6月16日	知事が松江キャンパス短期大学部の4年制化を表明
平成27年7月10日	公立大学法人島根県立大学新学部設置等準備委員会を設置
平成28年4月1日	島根県立大学大学院看護学研究科(修士課程)開設
平成28年6月1日	しまね看護交流センター緩和ケア認定看護師教育課程開講
平成29年3月22日	教職課程認定申請書(栄養教諭含む)提出
平成29年3月24日	管理栄養士・栄養士養成施設指定申請書提出
平成29年4月1日	島根県立大学の学部名称変更(看護学部から看護栄養学部へ変更)・健康栄養学科設置に伴う学則変更の届出を提出
平成29年11月22日	食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設登録申請書提出
平成29年12月13日	増築校舎(5号館)竣工
平成30年3月	島根県立大学看護栄養学部健康栄養学科の教職課程認定(栄養教諭)・管理栄養士・栄養士養成施設指定・食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設登録
平成30年4月1日	島根県立大学看護学部を看護栄養学部に変更 島根県立看護栄養学部健康栄養学科開設
平成30年6月1日	しまね看護交流センターを看護栄養交流センターに名称変更
平成31年4月1日	看護栄養交流センター認知症看護認定看護師教育課程開講
令和2年4月1日	島根県立大学大学院看護学研究科(博士後期課程)開設 島根県立大学大学院看護学研究科博士前期課程高度実践者養成コース(助産学領域)開設 島根県立大学大学院看護学研究科博士前期課程高度実践者養成コース(診療看護師(NP)プライマリ・ケア領域)開設
令和5年4月1日	看護栄養交流センター感染管理看護認定看護師教育課程開講
令和8年4月1日	看護栄養交流センター認知症看護認定看護師教育課程開講



2. 島根県立大学の目的

本学の目的は次のとおりです。

豊かな教養と高い専門知識及び技術を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目的とする。

3. 島根県立大学憲章

島根県立大学は、21世紀をになうべき創造性豊かで実践力ある人材を育成し、教育研究を通して地域の発展に資するため、平成19年4月、既存の島根県立大学(浜田)、島根県立島根女子短期大学(松江)、島根県立看護短期大学(出雲)の3つの大学を統合して開学しました。

島根県立大学は、従来3キャンパスがそれぞれ歴史的に蓄積してきた成果を継承し、21世紀における新たな飛翔をめざす大学の姿勢を内外に示すため平成22年4月1日、島根県立大学憲章を定めました。

島根県立大学憲章

島根県立大学は、地域の先人である西周が標榜した“「純理の学」から「実践の学」にわたる諸科学の統合”をめざし、各専門領域における研究活動を深め、それに基づく創造的な教育活動によって、現代社会の諸課題に国際的な視野からアプローチし、また、地域社会の活性化と発展に寄与する人材を養成することを使命としている。あわせて、これまで培った学問的蓄積と学際的ネットワークを活かしながら、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現するとともに、北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与する大学づくりを目標とする。

1. 市民的教養を高め、主体的に学び、実践する人材を養成する

島根県立大学は、幅広い市民的教養と高度の専門知識、豊かな人間性と高い倫理観を有し、主体的に問題を発見・整理・解決し、現代社会の諸分野において着実に貢献できる人材を養成する教育の府となることをめざす。

2. 現代社会の諸課題に対応した“諸科学の統合”を実践する

島根県立大学は、複雑化する現代社会の諸課題に対処するため、人間と社会に関する専門諸科学を総合的に研究する学問の府となることをめざす。

3. 地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して地域に貢献する

島根県立大学は、地域に開かれた大学として、その保有する豊かな知的資源を活かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加することによって、地域に貢献する大学となることをめざす。

4. 北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点を構築する

島根県立大学は、今後ますます重要度を増す北東アジア地域、および世界の諸地域との教育的・学術的ネットワークの展開を通じ、国際的視野と豊かな研究蓄積を集約した北東アジアの知の拠点となることをめざす。

5. 自律と協同、透明性が高く機能的に優れた大学運営を行う

島根県立大学は、3キャンパスがそれぞれ学生と教職員一体となって独自性を発揮し、かつ、有機的結合を図り、たえず自己検証と改善に努めながら、情報を積極的に公開し、社会や時代の変化に即応できる大学運営を行う。

4. 出雲キャンパスの概要

(1) 学部学科等の概要

設置学部学科等名	修業年限	入学定員	収容定員	取得できる資格等
看護栄養学部 看護学科	4年	80人 (3年次編入6人) (男女共学)	332人	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格(選択制) 学士(看護学)の学位
看護栄養学部 健康栄養学科	4年	40人 (3年次編入3人) (男女共学)	166人	管理栄養士国家試験受験資格 学士(栄養学)の学位 栄養士
別科 助産学専攻	1年	12人 (女子のみ)	12人	助産師国家試験受験資格
大学院 看護学研究科 博士前期課程	2年	8人	16人	修士(看護学)の学位
大学院 看護学研究科 博士後期課程	3年	2人	6人	博士(看護学)の学位

(2) 組織

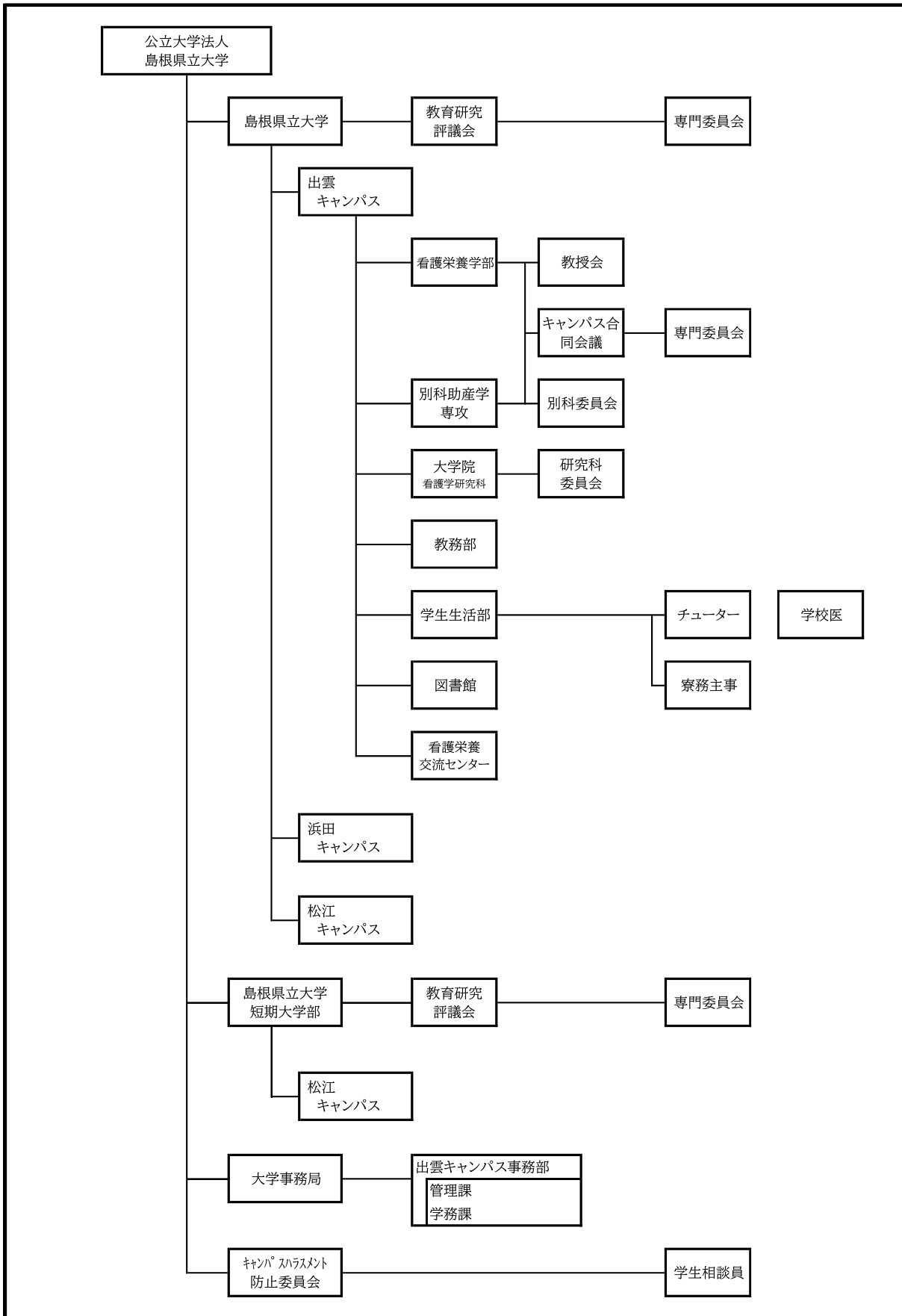
看護学研究科 教員数

学長 (教授)	副学長 (教授)	専任教員(大学院)						非常勤 講師	合計
		教授	准教授	講師	助教	助手	計		
1人	1人	8人	6人	4人	0人	0人	18人	75人	95人

事務職員数

部長	課長	室長・係長	課員(含司書)	嘱託職員	合計
1人	2人	3人	17人	6人	29人

組織図



Ⅱ. 看護学研究科の概要

II. 看護学研究科の概要

【博士前期課程】

< 研究者養成コース >

1. 教育研究上の理念

1) 教育研究上の目的

- ア 人間の尊厳を基盤とし、広い視野に立って看護学の深奥を究め、保健・医療・福祉環境の変化に創造的に対応できる専門知識と技術及び研究能力をもった人材を育成します。
- イ 実践と研究を通して看護学の発展と島根県の保健・医療・福祉の向上に寄与します。

2) 教育研究上の目標

- ア 高い倫理観と広い視野で看護の課題を科学的に探求し、患者及び家族・住民が自ら課題解決を図れるよう、介入できる看護実践能力を養うことができる。
- イ 長期的展望をもって、患者及び家族・住民の状況を踏まえた最適な保健・医療・福祉サービスを統合して提供できるよう、多職種多機関とのコーディネート力を養うことができる。
- ウ 過疎・高齢化が進展する中山間地域・離島における健康課題に関心をもち、課題解決に向けて主体的に取り組む能力を養うことができる。
- エ 問題意識をもって看護現象を分析し、論理的に探究できる研究力を養うことができる。

2. アドミッションポリシー(入学者選抜の方針)

- ① 看護学の基礎的な能力を有する人
- ② 倫理的感受性をもって保健・医療・福祉の状況を捉え、柔軟に行動できる人
- ③ 論理的思考力や課題探究心をもち、看護学の知識を自ら学んでいくことができる人
- ④ 看護学や看護実践の発展に寄与し、地域に貢献する意欲のある人

3. カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)

博士前期課程が目指す「島根県の健康課題を深く理解し、保健・医療・福祉の質の向上に向けて、主体的に探求できる研究能力を備え、地域医療を牽引する優れた看護実践者の育成」を達成するために、教育課程の編成には以下3点の特色を持っています。

- ① 島根県の健康課題全体を理解するため、基盤科目には必修科目として「地元創成看護学特論Ⅰ」を設けました。教育分野においては、更に深く健康課題を探求し、地域医療を牽引する看護実践者を育成するため、設置の必要性に鑑み、島根県において特に課題とされる分野に直結する「基盤看護学」、「実践看護学」、「広域看護学」、の3分野を置いています。
- ② 現場の課題発見・探求・解決に取り組むために、基盤科目・専門科目ともにフィールドワークを含む演習科目を配置しています。
- ③ 過疎・高齢化が進む中山間地域・離島に暮らす人々の複合的で困難な健康課題にアプローチがで

きるよう、専攻する専門領域に加え、専攻以外の専門領域の科目を選択必修としました。

基盤科目には、生命の尊厳や人間の尊厳を重視した高い倫理観と看護に対する深い理解、地域の健康課題を主体的に探求できる能力、研究上の基礎的能力、コーディネートに必要な知識を学修できる科目を配置しています。

専門科目には、島根県の健康課題の特定領域に焦点を当てて学修し、看護実践能力を高めると共に、研究能力をもった実践者を育成する科目を配置しています。

このように、育成する人材像をめざして教育研究上の目標を達成し、課程での学びを有効にするため、修了要件及び履修方法に則ってコースワークとリサーチワークを連動させ、実践力育成と研究力育成のバランスをとります。

4. ディプロマポリシー(学位授与に関する方針)

博士前期課程では、所定の期間在学し、所定の単位を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たしたと認められる学生に対し、修士（看護学）の学位を授与します。

- ① 高い倫理観と広い視野で看護の課題を科学的に探求し、患者及び家族・住民が自ら課題解決を図れるよう、介入できる看護実践能力を備えている。
- ② 長期的展望をもって、患者及び家族・住民の状況を踏まえた最適な保健・医療・福祉サービスを統合して提供できるよう、多職種多機関とのコーディネート能力を備えている。
- ③ 過疎・高齢化が進展する中山間地域・離島における健康課題に関心をもち、課題解決に向けて主体的に取り組む能力を備えている。
- ④ 問題意識をもって看護現象を分析し、論理的に探求できる研究力を備えている。

5. 修了要件

博士前期課程を修了するための要件は、本研究科に2年以上在学し、必修科目を含む所定の科目について30単位以上を修得し、かつ、研究指導教員の指導下に修士論文を作成し、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。

授業科目区分	修了に必要な単位数		合計 (最低取得単位数)
	必修科目	選択科目	
基盤科目	6単位	6単位以上	12単位
専門科目	12単位	6単位以上	18単位
修了必要単位数	18単位	12単位以上	30単位

< 高度実践者養成コース(助産学領域) >

1. 教育研究上の理念

1) 教育研究上の目的

- ア 人間の尊厳を基盤とし、広い視野と高邁な倫理観に立って、助産学を取り巻く環境変化に自律して対応できる優れた専門知識と技術及び課題解決能力をもった助産師を育成します。
- イ 優れた助産実践と課題解決によって、助産学の発展と島根県の周産期医療の維持と質的向上に寄与します。

2) 教育研究上の目標

- ア 高い倫理観と明確な看護観をもち、科学的根拠に基づいた判断力と実践力を養うことができる。
- イ 離島・中山間地域をかかえる島根県の周産期医療を維持するために、ハイリスク妊産褥婦・新生児に対応できる優れた助産実践能力及び指導的能力を養うことができる。
- ウ 地域社会の子育て世代とその家族の健康課題を理解し、包括支援ができるための優れた助産実践力および多職種多機関とのコーディネート力を養うことができる。
- エ 助産学における課題を論理的に解決できる能力を養うことができる。

2. アドミッションポリシー(入学者選抜の方針)

- ① 看護学の基礎的な能力を有し、自ら学ぶ能力を持つ人
- ② 関係職種と協働するためのコミュニケーション能力を持つ人
- ③ 地域社会の母子とその家族の健康課題の解決を図るための論理的思考力や課題探求心を持つ人
- ④ 助産学の発展に寄与し、島根県の産科医療の課題解決に貢献する意欲のある人

3. カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)

博士前期課程高度実践者養成コース助産学領域が目指す「島根県の助産学に関する健康課題を深く理解し、助産学の対象となる人々の健康の保持・増進のために、倫理観に基づく実践と課題解決の両面から地域医療を牽引し、変革に取り組むことのできる優れた助産師」を達成するために、教育課程の編成には以下4点の特色を持たせています。

- ① 助産実践並びに助産学の発展に貢献する高度実践者の育成に必要な基礎的素養と優れた判断力を涵養するために「看護倫理特論」を基盤科目の必修に、「助産学特論Ⅰ～Ⅲ」を専門科目の必修に、「課題研究」を課題研究科目の必修に設置しています。
- ② 離島・中山間地域をかかえる島根県の産科医療現場の課題を理解するために「地元創成看護学特論Ⅰ」を基盤科目の必修に設置しています。またハイリスクケアができるための高度な助産実践能力及び指導的能力を育成するために「健康栄養特論Ⅰ」を基盤科目の必修に、「助産診断技術学演習Ⅰ～Ⅶ」、「助産学実習Ⅰ～Ⅲ」を専門科目の必修に設置しています。
- ③ 多職種多機関とのコーディネート力を育成するために「コンサルテーション論」を基盤科目の選択として配置しています。そのうえで、地域社会の母子とその家族の健康課題を理解し、子育て世代包括支援ができるための優れた母子保健実践力を育成するために「母性・小児看護学特論

I・II)、「地域看護学特論Ⅰ」、「助産管理」を専門科目の必修に設置しています。

- ④ 助産学における科学的根拠をもとに、問題意識をもって助産の現象を分析し、論理的に探究できる研究能力を育成するために「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」を基盤科目の必修に、「助産学特論Ⅰ」「課題研究」を専門科目の必修に設置しています。

4. ディプロマポリシー(学位授与に関する方針)

博士前期課程高度実践者養成コース助産学領域では、所定の期間在学し、所定の単位を修得するとともに、課題研究論文審査に合格し、以下の要件を満たしたと認められる学生に対し、修士(看護学)の学位を授与します。併せて、助産師国家試験受験資格も与えられます。

- ① 高い倫理観と明確な看護観をもち、科学的根拠に基づいた優れた判断力と実践力を備えている。
- ② 離島・中山間地域をかかえる島根県の周産期医療を維持するために、ハイリスクケアを含むすべての症例に助産ケアを提供できる優れた助産実践能力及び指導的能力を備えている。
- ③ 地域社会の子育て世代とその家族の健康課題を理解し、包括支援ができるための優れた助産実践力、多職種多機関とのコーディネート力を備えている。
- ④ 助産学における課題を論理的に解決できる研究能力を備えている。

5. 修了要件

博士前期課程高度実践者養成コース助産学領域を修了するための要件は、本課程研究科に2年以上在学し、必修科目を含む所定の科目について61単位以上(助産師国家試験受験資格31単位以上を含む)を修得し、かつ、研究指導教員の指導下に課題研究論文を作成し、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。

授業科目区分	修了に必要な単位数		合計 (最低取得単位数)
	必修科目	選択科目	
基盤科目	10単位	2単位以上	12単位
専門科目	47単位	2単位以上	49単位
修了必要単位数	57単位	4単位以上	61単位

< 高度実践者養成コース(診療看護師(NP)プライマリ・ケア領域) >

1. 教育研究上の理念

1) 教育研究上の目的

- ア 人間の尊厳を基盤とし、広い視野と高邁な倫理観に立って、社会の環境変化に対応できる専門知識と技術及び研究能力をもった高度実践者としての診療看護師（NP）を育成します。
- イ 優れた看護実践と課題解決によって、看護学の発展と島根県の地域医療の維持と質向上に寄与します。

2) 教育研究上の目標

- ア 在宅、施設、慢性期病棟などで、療養者の状態変化や、慢性疾患をもつ患者に対して、看護学と医学の視点から包括的なアセスメントを行い、的確な臨床判断、治療の管理、治療効果の評価を自律的、かつ必要に応じて多職種と協働で実施できる能力を養うことができる。
- イ 個人や家族の価値観、意思決定を重視してQOL（生活の質）向上を目指し、倫理に基づく、統合的なプライマリ・ケアが提供できる能力を養うことができる。
- ウ 多職種と協働して安心・安全な医療に貢献できる能力を養うことができる。
- エ 実践の場にある課題を論理的に解決できる能力を養うことができる。

2. アドミッションポリシー(入学者選抜の方針)

- ① 協調性と自律性を備え、多職種と協働できるコミュニケーション能力を持つ人
- ② 倫理的感受性をもって保健・医療・福祉の状況を考え、柔軟に行動できる能力を持つ人
- ③ 看護実践の科学的な根拠を探求し、自己研鑽し続ける能力を持つ人
- ④ 地域医療に関心を持ち、地域の人々の健康の維持・増進・疾病の悪化予防に寄与する意欲のある人

3. カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)

博士前期課程高度実践者養成コース 診療看護師（NP）プライマリ・ケア領域が目指す「島根県の健康課題を深く理解し、診療看護師（NP）としての優れた看護判断力と調整力をもって、地域での暮らしや看取りまで見据えた、長期的ケアが実践できる力と研究力を有した高度実践者」を達成するために、教育課程の編成には以下5点の特色を持たせています。

- ① プライマリ・ケアの分野で医療行為を安全に実施する能力を身につけるために、特定行為研修の研修内容を含み、講義・演習・実習を行います。
- ② フィジカルアセスメント、臨床薬理学、病態生理学の理解を深める科目を設け、的確な臨床判断、治療の管理、治療効果の判断を実践する基礎的能力を身につけます。
- ③ チーム医療の中で医師ならびに関係者と連携・協働し、対象者の意思決定を尊重した医療・看護を提供する能力を身につけます。
- ④ 看護の高度な実践者としての能力の修得と質担保のために、基礎知識確認試験、実習前のOSCE終了時試験など段階的に試験を実施します。
- ⑤ 看護学における科学的根拠をもとに、問題意識をもって看護の現象を分析し、論理的に探究できる研究能力を育成するために「看護研究方法論Ⅰ」、「看護研究方法論Ⅱ」を基盤科目の必修に、「NP論」、「プライマリ・ケア看護学特論」「課題研究」を専門科目の必修に設置しています。

4. ディプロマポリシー(学位授与に関する方針)

博士前期課程高度実践者養成コース診療看護師（NP）プライマリ・ケア領域では、所定の期間在学し、所定の単位を修得するとともに、課題研究論文審査に合格し、以下の要件を満たしたと認められる学生に対し、修士（看護学）の学位を授与します。併せて、一般社団法人日本NP教育大学院協議会の診療看護師（NP）資

格認定試験の受験資格も与えられます。

- ① 在宅、施設、慢性期病棟などで、療養者の状態変化や、慢性疾患をもつ患者に対して、看護学と医学の視点から包括的なアセスメントを行い、的確な臨床判断、治療の管理、治療効果の評価を自律的、かつ必要に応じて多職種と協働で実施できる能力を備えている。
- ② 個人や家族の価値観、意思決定を重視してQOL（生活の質）向上を目指し、倫理に基づく、統合的なプライマリ・ケアが提供できる能力を備えている。
- ③ 多職種と協働して安全・安心な医療に貢献できる能力を備えている。
- ④ 実践の場にある課題を論理的に解決できる研究能力を備えている。

プライマリ・ケアの分野で求められる特定行為研修として厚生労働省令に定める 21 区分 38 行為のうち 8 区分 12 行為の研修を行います。

特定行為区分	特定行為
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリン投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん薬の臨時投与
	抗精神病薬の臨時投与
	抗不安薬の臨時投与

5. 修了要件

博士前期課程高度実践者養成コース診療看護師（NP）プライマリ・ケア領域を修了するための要件は、本過程に2年以上在学し、必修科目を含む所定の科目について57単位以上を修得し、かつ、研究指導教員の指導下に課題研究論文を作成し、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。

授業科目区分	修了に必要な単位数		合計 (最低取得単位数)
	必修科目	選択科目	
基盤科目	10単位	2単位以上	12単位
専門科目	41単位	4単位以上	45単位
修了必要単位数	51単位	6単位以上	57単位

博士前期課程 スケジュール(目安)

※研究スケジュールは目安です。実習等のスケジュールを勘案し早めに取り掛かりましょう。

※日時の詳細は学年暦(シラバス)を参照するか、指導教員・学務課にお問合せください。

学年	月	研究(課題研究)スケジュール		実習等スケジュール		
		研究者養成コース・助産学領域・NP領域		助産	NP	
1 年次	4	入学、研究指導教員希望届・研究テーマ提出 研究指導計画書作成、履修登録、合同検討会				
	5		●			
	6	合同検討会				
	7					
	8		●		NP見学実習 (浜田医療センター)	
	9	研究(課題研究)計画の 明確化及び 研究(課題研究)計画の立案				
	10	合同検討会		(継続 立事 中例 央外 病来 院演 習)		
	11					
	12	研究計画書(課題研究計画書)作成 合同検討会				
		1	研究倫理審査申請 論文公開発表会運営		(県(助 立(産 中(岐 岐(学 央(病 病(実 院(習 院)I)	
		2	学位論文題目届(仮)提出 合同検討会			
		3	合同検討会			
2 年次	4	合同検討会				
	5			実習Ⅲ (ぼっこ助産院)		
	6	合同検討会		実習Ⅱ (島大病院)		
	7					
	8	論文作成			プライマリ・ケア看護学実習 (雲南市立病院 他)	
	9		●			
	10	合同検討会				
		11	学位論文題目届(本)提出		助産師出願等 説明会(★)	
		12	合同検討会			
		1	論文・要旨提出 論文公開発表会		助産師受験 説明会(★)	NP資格試験 出願(★)
		2	最終試験、最終論文提出		助産師試験(★)	
		3	博士前期課程修了			NP資格試験(★)

(★)助産師国家試験、NP資格試験に関する手続き等は学務課より連絡があります。

【博士後期課程】

1. 教育研究上の理念

1) 教育研究上の目的

- ア 人間の尊厳を基盤とし、広い視野と高邁な倫理観に立って、看護学の発展に寄与する研究を自律的に継続できる研究力と、質の高い大学教育及び継続教育を実現するための教育指導力を兼ね備えた人材を育成します。
- イ 専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく研究成果を産出し、看護学の発展と島根県及び我が国の保健・医療・福祉の向上に寄与します。

2) 教育研究上の目標

- ア 看護専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力をもち、看護学の発展に寄与する研究を自律して行うことができる。
- イ 生涯にわたり研鑽の必要な看護教育学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる。
- ウ 過疎・高齢化が進展する中山間地域・離島地域における健康課題を把握し、健康栄養など地域のニーズに合った保健・医療・福祉施策の進展に向けた研究的取り組みができる。
- エ 看護ケアが提供される場に関与する多様な要因を把握して、看護提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる。
- オ 看護の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、多職種と連携し研究活動を推進できる。

2. アドミッションポリシー(入学者選抜の方針)

- ① 看護学を専攻する看護専門職として必要な教養と素養、倫理観を備えている。
- ② 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自律して研究に取り組む姿勢を備えている。
- ③ 看護学の充実・発展・革新を志向し、専門的知識・技術と教育指導力を備えている。
- ④ 看護学教育者・研究者、継続教育や自律して研究が継続できる看護専門職者のいずれかを志望している。
- ⑤ 論理的思考と柔軟な発想をもち、真理を探究できる。
- ⑥ 看護実践や研究を通して取り組むべき研究課題を有していることが望ましい。

3. カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)

- ① 看護実践並びに看護学の発展に貢献する看護教育者・研究者の養成に必要な基礎的素養を涵養するために「看護研究特論Ⅰ」、「看護研究特論Ⅱ」を必修の基盤科目として設定しています。
本研究科の教育研究上の目標の一つに、「看護専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力をもち、看護学の発展に寄与する研究を自律して行える」をあげています。その基礎的素養を涵養するために「看護研究特論Ⅰ」、「看護研究特論Ⅱ」を設定し、必修としています。
- ② 基盤となる理論と知識を学修し、看護基礎教育、看護卒後教育、看護継続教育を展開できるよう「看護教育学研究」を必修の基盤科目として設定しています。
本研究科の教育研究上の目標の一つに、「生涯にわたり研鑽の必要な看護教育学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる」をあげています。看護教育学を看護基礎教育、看護卒後教育、看護継続教育に対応した看護教育を探究する学問領域としてコア科目に位置づけ、本課程修了後に目指す進路に対応できるよう「看護教育学研究」を必修科目として設定しています。

- ③ 過疎・高齢化が進展する中山間地域・離島地域における健康課題を把握し、基盤となる知識や地域課題の特性を学修するために「看護研究特論Ⅰ」を必修とし、「地元創成看護学特論Ⅱ」、「保健医療福祉政策論Ⅱ」、「健康栄養特論Ⅱ」を選択必修の基盤科目として設定しています。
- 本研究科の教育研究上の目標の一つに、「過疎・高齢化が進展する中山間地域・離島地域における健康課題を把握し、健康栄養など地域のニーズに合った保健・医療・福祉施策の進展に向けた研究的取り組みができる」としています。本課程修了後に目指す進路並びに研究テーマに合わせて、基盤となる理論と知識の学修をするため「看護研究特論Ⅰ」を基盤科目の必修科目として設定しています。また、「地元創成看護学特論Ⅱ」、「保健医療福祉政策論Ⅱ」、「健康栄養特論Ⅱ」を基盤科目として設定し、選択必修科目としています。
- ④ 専門領域の実践と研究の課題、用いられる研究方法について追究し、学位論文への取り組みへ導くよう「看護教育学特論Ⅲ」、「精神看護学特論Ⅲ」、「成人・老年看護学特論Ⅲ」、「地域看護学特論Ⅲ」、「母性・小児看護学特論Ⅲ」の専門科目を設定しています。
- 本研究科の教育研究上の目標の一つに「看護ケアが提供される場に関与する多様な要因を把握して、看護提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる」と「看護の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、多職種と連携し研究活動を推進できる」をあげています。修士課程の研究課題を発展させ専門領域の実践と研究の課題、用いられる研究方法について追究し、学位論文への取り組みへ導くよう「看護教育学特論Ⅲ」、「精神看護学特論Ⅲ」、「成人・老年看護学特論Ⅲ」、「地域看護学特論Ⅲ」、「母性・小児看護学特論Ⅲ」の 5 科目を専門科目として設定し、選択できるようにしています。
- ⑤ 学位論文の研究に多様な視点で計画的に取り組むために、早期から専門科目と「後期特別研究」を設定しています。
- 本課程において最終的な成果は、学位論文を作成することにあります。その成果を標準修業年限の 3 年間で達成するためには、早期から計画的に取り組む必要があるため、専門科目を 1 年・通年科目、「後期特別研究」を 1～3 年・通年科目で設定しています。
- また、「後期特別研究」は履修する専門科目の分野において研究課題を設定し、主研究指導教員及び副研究指導教員による複数指導体制を基本としています。他の研究指導教員による共同指導体制を加えることにより多様な視点から研究課題を助言・指導し、この教育研究上の目標を達成し、学位論文の研究への取り組みを導きます。

4. ディプロマポリシー(学位授与に関する方針)

- ① 看護専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力をもち、看護学の発展に寄与する研究を自律して行える。
- ② 生涯にわたり研鑽の必要な看護教育学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる。
- ③ 過疎・高齢化が進展する中山間地域・離島地域における健康課題を把握し、健康栄養など地域のニーズに合った保健・医療・福祉施策の進展に向けた研究的取り組みができる。
- ④ 看護ケアが提供される場に関与する多様な要因を把握して、看護提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる。
- ⑤ 看護の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、多職種と連携し研究活動を推進できる。

5. 修了要件

博士後期課程を修了するための要件は、本課程研究科に3年以上在学し、必修科目を含む所定の科目について18単位以上を修得し、かつ、研究指導教員の指導下に博士論文を作成し、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。

授業科目区分	修了に必要な単位数		合計 (最低取得単位数)
	必修科目	選択科目	
基盤科目	6単位	4単位以上	10単位
専門科目	—	2単位以上	2単位
研究科目	6単位	—	6単位
修了必要単位数	12単位	6単位以上	18単位

博士後期課程 研究スケジュール(目安)

	月		学 生	指導教員	備考	
1 年次	4	基盤科目の履修 専門科目の履修	入学、研究指導教員希望届・研究テーマ届提出 研究指導計画書作成、履修登録 合同検討会	研究指導計画書作成、履修指導	研究領域・指導教員決定	
	5					
	6					
	7		合同検討会			
	8			研究計画書の検討 及び 研究計画書の作成	研究指導	
	9		合同検討会			
	10					
	11		合同検討会			
	12			※研究計画審査は 年6回あります		
	1					
	2					
	3		合同検討会			
2 年次	4	基盤科目の履修 後期特別研究				
	5		合同検討会 博士論文研究計画審査願・学位論文題目届（仮）提出	研究計画審査準備	研究計画審査委員の決定	
	6		博士論文研究計画審査 研究倫理審査申請		研究倫理審査委員会審査	
	7		合同検討会			
	8					
	9		合同検討会			
	10				研究指導	
	11		合同検討会			
	12			データ収集・分析		
	1					
	2					
	3		合同検討会			
3 年次	4					
	5		合同検討会			
	6			論文作成		
	7		合同検討会			
	8			博士論文予備審査準備 ※予備審査、本審査は 年2回あります	研究指導	
	9		合同検討会 博士論文予備審査願、学位論文題目届（本）提出		博士論文審査委員の決定	
	10		博士論文予備審査			
	11		合同検討会 博士論文本審査願提出			
	12		博士論文本審査			
	1		最終論文提出 論文公開発表会、最終審査		発表指導	公開発表会開催 最終審査の実施 合否判定
	2					
	3		博士後期課程修了			修了認定(学位授与)

日時の詳細は、シラバス内の学年暦を参照。もしくは、指導教員・学務課で連絡・問合せにて対応。

Ⅲ. 教学に当たっての注意事項

Ⅲ. 教学に当たっての注意事項

1. 学修

1) 学期

学期は、春学期、及び秋学期の学年2学期制（セメスター制）をとっており、それぞれの期間は次のとおりです。

【春学期】 4月 1日から 9月30日まで

【秋学期】 10月 1日から翌年3月31日まで

なお、春学期、秋学期とも授業（講義、演習等）を行う期間は、原則として各14週間とし、これに定期試験等の期間を加えた期間が1年間の授業期間です。

2) 授業時間

本学の授業時間は原則100分を「1コマ」として授業を実施します。授業は「週1コマ展開」が基本ですが、場合によって「連続2コマ展開」等としている科目もあります。

学内における授業等は次の時限により実施します。

時 限	時 間 帯
第1時限	8：50 ～ 10：30
第2時限	10：40 ～ 12：20
第3時限	13：10 ～ 14：50
第4時限	15：00 ～ 16：40
第5時限	16：50 ～ 18：30
第6時限	18：40 ～ 20：20

なお、学校行事の内容等により、上記の時限以外の時間を設定することがあります。この場合は、あらかじめ掲示やメール等によりその旨を通知します。

3) 欠席

疾病又は負傷その他の理由により引き続き1週間以上欠席するときは、欠席届を提出してください。

なお、欠席期間が2週間以上に及ぶ場合で、その理由が傷病であるときは、医師の診断書の添付が必要です。また、次の項目に該当する場合は公欠として扱うことができますので、欠席届を提出して申し出てください。

ア 法令の規定による出席停止

イ 忌引（限度日数については次の表のとおり。）

死亡した者	限度日数	備 考
父 母	7日	遠隔地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復の日数を、限度日数に加算することができる。
祖父母、兄弟姉妹	3日	
曾祖父母、伯叔父母、甥姪	1日	
配 偶 者	10日	
子	5日	

ウ 風水震災その他の非常災害及び交通機関の事故等、不可抗力による欠席

エ その他学長が特に認める欠席

4) 休講・補講

授業の担当教員が、病気等により予定された日時の授業ができない場合はその授業を休講するとともに、原則として別に日時を定めて補講を行います。

この休講、補講の連絡については掲示やメールによって通知するので、見落としのないように注意してください。

5) 交通機関の運休・災害発生時等における授業の取り扱いについて

(1) 授業の取扱いについて

① 暴風警報等の発令による休講措置

松江地方気象台から出雲市に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」、「津波警報」又は「大津波警報」のいずれかが発令された場合は、次のとおり休講措置（対面及び遠隔授業のすべてに適用）を講じる。

- ・ 午前6時まで解除→平常どおり授業
- ・ 午前6時現在発令中→2時限目まで休講
- ・ 午前10時まで解除→3時限目から授業
- ・ 午前10時をすぎても解除されないときは終日休講

② 自治体の発出する避難情報の発令による休講措置

出雲市が鷲巣地区（出雲キャンパス所在地）に「避難指示（警戒レベル4）」または「緊急安全確保（警戒レベル5）」を発令した場合は、①の取扱いを準用する（対面及び遠隔授業のすべてに適用）。

なお、通常キャンパスに通学する際の居所（自宅やアパート）に「警戒レベル4」（避難指示）または、「緊急安全確保（警戒レベル5）」が発令された場合（発令されている場合）は、速やかに危険な場所から避難等してください。避難等により対面授業を欠席した場合は、「風震水災その他非常災害及び交通機関の事故等の場合」の公欠として取り扱いますので、後日欠席届を学務課窓口へ提出してください。JRや一畑電車、バス等の運休証明書があれば欠席届に添付してください。

③ 地震発生時の休講措置

出雲市において「震度5強」以上の地震が発生した場合は、次のとおり休講措置を講じる。

- ・ 午後12時まで発生→翌日の授業を休講
- ・ 午前0時から授業開始前に発生→当日の授業を休講
- ・ 授業開始後に発生→直ちに休講

④ 休講措置に伴う補講

休講となった授業については、原則として補講を行うこととする。

⑤ 遠隔授業の場合

遠隔授業の実施の有無にかかわらず、出雲キャンパスでは上記の扱いとし、補講等については、後日調整を行う。

⑥ 学外臨地実習の取り扱い

午前6時現在で①②及び③に該当する場合は学外臨地実習を中止する。学外臨地実習中に①及び②に該当する事象が発生した場合、実習担当教員は、専攻領域長と協議しながら各実習施設の

状況等により休講等の措置を決定し、専攻領域長はこのことについて、研究科長に報告する。

⑦ その他

当該事象が落ち着き以降の天候が回復する予報となった場合は、授業を再開することがある。その際は、対面授業だけではなく遠隔授業の手法も取り入れての授業実施を検討する。また、授業の再開については学内情報システム（学内メール含む）で行うので、少なくとも午前、午後、夜間には学内メールの確認を行うこと。

(2)その他の緊急事態等

その他緊急事態が発生し、授業の実施に支障があると認められる場合の休講等の措置については、看護栄養学部については学部長が、別科助産学専攻については別科長が、大学院看護学研究科については研究科長がそれぞれ決定する。

(3)休講措置の周知方法等

- ① 学生及び教職員は、マスメディア等により警報発令状況等を確認するとともに、居住地の自治体の判断等を踏まえ、自ら適切に対応すること。
- ② 学務課は、掲示、Eメール、学生用ポータルサイト、学内放送等により速やかに学内に周知する。
- ③ 学務課は、休講となる授業の非常勤講師に対して、速やかに周知する。

2. 教育方法

1) オムニバス方式

最新の知識や技術を理解するために時宜に合った学問的な見地を学修し、視野を拡大するために複数の専任教員及び多様な専門分野の教育研究者、先駆的な実践事例をもつ保健医療専門職などの兼任講師によるオムニバスによる授業を適時行い、学生の学修ニーズに応えます。科目責任者は各科目の到達目標を達成するために一貫性をもって進行するよう総括・調整するとともに、総合的に授業の評価を行います。

なお、オムニバス科目にかかわらず、兼任講師のみが授業を担当する場合は、兼任講師及び学生双方の連絡調整機能を果たすため、専任教員を学内調整者として配置し、円滑な授業運営に資することとしています。

2) セメスター制

講義科目は、学生が短期間に集中して学修できるように、1学年を2学期とするセメスター制により実施します。

3) フィールドワークを主体とした授業展開

博士前期課程では、現場の課題発見・探究・解決に取り組むために、フィールドワークを主体とした演習を実施します。

[地元創成看護学特論Ⅰ]

本学と協力関係を持つ島根県内の中山間地域や離島などを含む地域からフィールドを選択し、「地元」創成看護を意識した学習活動を展開します。地域に居住している療養者とその家族、集団、地域等の健康に関わる実態と課題を探求し、まとめ、成果発表・意見交換を行います。

担当教員は、学生が主体的に計画・展開・まとめを行い、関係者に発信できるよう、フィールドの選択の調整、フィールドワークの協力者との調整、計画立案に対する指導、成果発表での意見交換や討議を通して学修を支援します。

[専門演習]

専門演習において、フィールドワークを行い、看護実践能力はもとより、教育力やコーディネート力、研究的視点を養えるよう指導します。

学生は、看護実践の基盤である理論・倫理・教育方法などの科目を学修し、各専門領域特論Ⅰ・Ⅱにおいて探求してきたその領域の最新の知識・技術を活かし、医療施設や地域・在宅などを選択してフィールドワークを企画・実施します。

この演習は特別研究を担当する教員が担当します。学生が選択したフィールドの特性や学修計画の内容により、学生別に指導にあたります。具体的には、担当教員は、①フィールドワークに先立ち、フィールドの指導者と演習展開に関する連絡調整を行います。②フィールドにおいて目標到達に向けた学修が行われているかどうか内容を判断し、必要時軌道修正をするよう学生を指導します。③看護実践における諸現象を既習の諸理論を活用して説明すると共に考察を深め統合への支援を行います。④学生のカンファレンスや事例検討等に参加し、目標達成を支援します。⑤学生の専門演習に係る目標の達成度を評価し、学生が課題を明確にすることを支援します。また、専門演習におけるフィールドとの連携において、フィールドワーク期間中、複数回フィールドに赴き、学生に対して直接指導を行います。

学生はフィールドワーク展開中、「シラバス」及び「フィールドワークの手引き」に従い行動します。

4) 合同検討会について

合同検討会には、自分の発表を含めて年に3回程度参加してください。

(1) 博士前期課程

《目的》

博士前期課程の研究プロセスにおいて研究進捗を報告し、研究の質向上に向け看護専門領域を越えて広く意見交換を行う。合同検討会は、研究を遂行する中で生じる課題を検討する。

《参加者》

研究科生、博士前期課程の専任教員

《方法》

- ・原則、偶数月（8月を除く）の第2週金曜日6限に開催する。
- ・Teamsで開催する。
- ・内容は「研究計画」とする。
- ・1人あたり30分程度（発表15分・意見交換15分）とする。
- ・運営は合同検討会担当教員で担うが、博士前期課程の学生は主体的に参加する。
- ・進行、タイムキーパーは合同検討会担当教員で担う。

《発表者の準備》

- ・研究を遂行する上での目標となるため、年度の初めに発表予定日を設定する。
- ・合同検討会を経て研究倫理審査申請を行うことが望ましい。

- ・自己の研究の質を高める客観的視点を養うため、指導教員に相談する前に、自身で自分の研究上の課題（合同検討会での検討事項）を考える。
- ・検討内容・資料提示範囲について、事前に指導教員に相談し、了解を得る。
- ・報告資料はパワーポイントで作成する。
- ・発表資料を PDF ファイルに変換し、前日 1 2 時まで担当者にメールで提出する（厳守）。
発表資料は事前に博士前期課程の専任教員に共有される。
- ・発表者、参加者ともに目標が達成できるように環境を調整し、安定した通信環境からの接続を心がけ、マナーを守る。
- ・やむなく発表を取り下げる場合は、事前に指導教員・合同検討会担当教員まで連絡する。

(2) 博士後期課程(後期特別研究)

《目的》

博士後期課程の研究プロセスにおいて研究進捗を報告し、研究の質向上に向け看護の専門領域を越えて広く意見交換を行う。合同検討会は、研究を遂行する中で生じる課題を検討する。

《参加者》

研究科生、博士後期課程の専任教員、研究科長が必要と判断した者。

《方法》

- ・原則、奇数月（1月を除く）の第2週金曜日6限に開催する。
- ・Teams で開催する。
- ・内容は「研究計画」または「研究経過報告」とする。
- ・1人あたり45分程度（発表25分・意見交換20分）とする。
- ・各学年で1回程度は報告し、他者の意見を得る。
- ・運営は合同検討会担当教員で担うが、博士後期課程の学生は主体的に参加する。
- ・進行、タイムキーパーは合同検討会担当教員で担う。

《発表者の準備》

- ・研究を遂行する上での目標となるため、年度の初めに発表予定日を設定する。
- ・合同検討会を経て研究計画審査、研究倫理審査申請を行うことが望ましい。
- ・自己の研究の質を高める客観的視点を養うため、指導教員に相談する前に、自身で自分の研究上の課題（合同検討会での検討事項）を考える。
- ・検討内容・資料提示範囲について、事前に指導教員に相談し、了解を得る。
- ・報告資料はパワーポイントで作成する。
- ・発表資料を PDF ファイルに変換し、前日 1 2 時まで担当者にメールで提出する（厳守）。
発表資料は事前に博士後期課程の専任教員に共有される。
- ・発表者、参加者ともに目標が達成できるように環境を調整し、安定した通信環境からの接続を心がけ、マナーを守る。
- ・やむなく発表を取り下げる場合は、事前に指導教員・合同検討会担当教員まで連絡する。

3. 授業科目の履修

1) 履修登録の時期及び方法

履修登録は、春学期のはじめに行います。履修登録の時期及び方法については、別途指示します。受講を認められていない学生が許可なく履修登録を行っても、その科目の履修は認められませんので注意してください。

2) 履修登録上の注意事項

看護学研究科を修了するには所定の単位を修得する必要があります。修了要件については「Ⅱ. 看護学研究科の概要：修了要件」を参照してください。

3) 長期履修制度と手続きについて

社会人学生など2年間（博士前期課程）、3年間（博士後期課程）では履修が困難な場合、「島根県立大学 大学院長期履修学生規程」（巻末資料Ⅵ参照）に基づき、長期履修制度を活用することができます。学生は長期履修モデルを参考にして指導教員と個別に相談しながら、3～4年あるいは4～6年での履修計画を立案します。履修可能な時間に合わせて授業科目を選択し、3～4年あるいは4～6年での修了に向けて履修します。特別研究Ⅰ・Ⅱについても、研究プロセスを確実に踏みながら研究手法から実践まで時間をかけて取り組むことができます。

履修の手続き等については、学生の状況に応じて相談・指導を行います。勤務に支障のない範囲で学修計画を立てます。例えば特別研究Ⅱは3年間での履修の場合は3年次、4年間での履修の場合は4年次とし、授業科目との重なりを少なくすることで、負担の少ない履修にします。また学生数が少人数であるため、社会人学生の勤務状況によって、授業日や研究指導日を学生間で相談し、担当教員と調整することも可能です。

長期履修制度は、入学年度の1月末までに手続きを行ってください。また、長期履修期間の変更は在学中1回限りです。

4) 時間割

履修登録を行う上で必要なものとして、その学期における各学年の「時間割」があります。時間割は学務課よりお知らせします。

なお、授業には、授業期間中に毎週1コマ授業を行う通常の授業のほかに、授業を短期間に集中して行う科目（「集中講義科目」といいます。）があります。

4. 研究指導

【博士前期課程】

1) 研究者養成コース

(1) 研究指導体制

主研究指導教員及び副研究指導教員による複数指導体制を基本として研究指導をしますが、博士前期課程と博士後期課程、研究指導教員が参加する合同検討会を定期的で開催し、研究に関するディスカッションを通じて、研究指導教員以外からの助言・指導が受けられる場を設け、複数指導・共同指導体制による研究指導を実施します。

(2) 研究指導の計画

学生が入学してから学位論文の作成に至る研究指導は、次のようなスケジュールで行うこととします。

「研究スケジュール（目安）」を参照してください。

① 研究指導教員の決定（1年次4月）

学生は、入学時に専攻する「専攻領域」（看護教育学／成人・老年看護学／母性・小児看護学／精神看護学／地域看護学／健康データサイエンス）を選択します。

学生は、研究科長へ希望する研究テーマ及び研究指導教員を申請し、研究科委員会は、学生の研究課題に基づき、専攻領域及び研究内容に適する主研究指導教員を決定して学生に通知します。

なお、主研究指導教員は副研究指導教員を配置して、専門性の近い、あるいは異なる複数の教員から、多角的に指導が得られる複数指導体制をとります。副研究指導教員は主研究指導教員と連携を取りながら履修指導及び研究指導を補佐します。

主研究指導教員は、学生の希望する研究内容・研究指導教員の専門領域・指導環境等を勘案して、学生と相談しながら研究課題を決定し、研究科委員会に報告します。

② 研究計画の立案及び作成（1年次5月～1年次12月）

学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案します。研究指導教員は、研究方法、文献検索の方法・文献抄読等により、研究計画の立案を指導します。

学生は、主研究指導教員及び副研究指導教員の指導・助言を受けながら、研究課題についての具体的な研究計画書を作成します。主研究指導教員は、必要に応じて研究科委員会に研究課題の内容を報告し、助言を受けることができます。

③ 研究倫理審査（1年次2月まで）

学生は、研究の実施にあたっては研究計画書を作成した時点で、本学の研究倫理審査委員会等の審査を受け、承認を受けるものとします。

④ 修士論文の作成及び指導（2年次8月～12月）

学生は、研究成果をもとに修士論文の作成を開始し、論文をまとめていきます。

研究指導教員は、学生の学位論文作成について、「修士論文作成指導の指導内容と指導のポイント」に留意し、論文の全体構成、資料・データの分析・整理法、図表の作成、文献検索など、論文作成までの指導を行います。

⑤ 修士論文の提出及び最終試験（2年次1月）

学生は、修士論文を所定の期日までに学務課に提出します。

⑥ 公開発表会（2年次1月）

研究科委員会は、特別研究発表の場として公開発表会を開催します。

学位論文審査委員会は、公開発表会で指摘された事項や発表内容に係る問題点を指摘・助言します。

また、研究指導教員は、学位論文審査委員会から指摘された問題点の解決方法等について指導を行います。学位論文審査委員会は、提出された修士論文を審査するとともに、その論文内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行います。

学生は、研究指導教員のもとで問題点等を解決し、修士論文を完成させます。

⑦ 最終修士論文の提出及び合否判定（2年次2月）

学生は、公開発表会及び最終試験で指摘された事項を修正した修士論文を提出します。学位論文審査委員会は、提出された修士論文の審査を行い、これらの結果を研究科委員会に報告します。

(3)倫理審査体制

研究内容・方法の妥当性については、人間性の尊重・研究者としての倫理性という観点から、「島根県立大学出雲キャンパス研究倫理審査規程」に基づき、研究計画書を作成した時点で、研究倫理審査委員会による倫理審査を受けなければなりません。

(4)学位論文審査体制

① 学位論文審査委員会の決定（2年次12月）

学生の研究成果を取りまとめた修士論文を審査するため、研究科委員会は、学生ごとに主研究指導教員1人、副研究指導教員もしくは研究科委員会から選ばれた教員2人からなる「学位論文審査委員会」を設けます。

② 最終試験の実施（2年次1月）

学位論文審査委員会は修士論文の内容を中心として口頭試問を実施します。

③ 修士論文の判定並びに修士課程修了判定（2年次2月）

学位論文審査委員会は「修士論文審査基準」に基づき、修士論文・最終試験結果・公開発表会における質疑応答等の判定を行い、「修士論文審査報告書」を研究科委員会に提出します。

(5)成績評価

成績の評価は、科目毎に担当教員が行う評価方法により判断します。科目の担当教員は、成績評価基準についてシラバスに明示するとともに、明示した成績評価基準に従って厳格な成績評価を実施します。

評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の5段階とし、「秀」、「優」、「良」、「可」を合格、「不可」（60点未満）を不合格とし、単位として認定しません。論文審査及び最終試験の成績は合格・不合格とします。（詳細は、「島根県立大学大学院履修規程」巻末資料VI参照）。

(6)学位論文の公表

学生は、論文の公表方法について研究指導教員から指導を受け、修士論文の審査申請の際、当該論文を学術集会等で発表又は投稿することとして、その予定を記載して提出します。論文は、大学のホームページにおいて題名等の公表を必須とし、全文は図書館で保管します。

2) 高度実践者養成コース(助産学領域)

(1)研究指導

指導教員は、入学時に当該学生に対して履修方法、研究指導方法等に関する相談指導を行ない履修期間の設定に係る助言を行います。また、指導教員は学生が認められた履修期間内で修了できるように計画的な授業科目の修得、あるいは研究活動の適切な進行について助言・相談を行います。

研究指導については、入学時から学生の関心のある研究課題について指導しながら、研究課題を決定します。また論文作成の過程においては、適宜指導教員による研究指導及び論文内容に関連のある専門領域の教員が助言を行います。

なお、学生が研究を遂行する際には、必要に応じて指導教員が研究責任者となり、本学倫理委員会において審査を行います。

① 指導教員の決定（1年次4月）

入学時オリエンテーションを経て研究課題・研究計画の概要を提出して、研究指導教員を決定しま

す。また研究指導を進行する中で、学生より研究指導教員の変更の申し込みがあった場合は、研究科委員会の承認を経て、変更することができます。

② 研究課題の明確化及び研究計画の立案（1年次7～12月）

1年次7月から11月の間に課題研究の題目を決定し、概ね12月までに研究計画書を作成します。指導教員は、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、研究方法、研究対象者への倫理的配慮等について指導します。研究の開始前には、研究倫理審査委員会の審査を受けます。審査後、学生は研究計画書に基づき、研究を開始します。指導教員は研究の開始から論文作成まで、データ収集・分析の方法の結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導を継続します。

③ 研究倫理審査（2年次7月まで）

学生は、研究の実施にあたっては研究計画書を作成した時点で、本学の研究倫理審査委員会等の審査を受け、承認を受けるものとします。

④ 課題研究論文の作成及び指導（2年次9月～12月）

学生は研究成果をもとに課題研究論文をまとめていきます。指導教員は学生の課題研究論文作成について、論文の全体構成、資料・データの分析・整理方法、図表の作成、文献検索など論文作成の指導を行います。

⑤ 課題研究論文の提出（2年次1月）

学生は、課題研究論文を所定の期日までに学務課に提出します。研究科長は受理した課題研究論文の審査を研究科委員会に付託し、研究科委員会は、学生毎に主研究指導教員1人、副指導教員もしくは研究科委員会から選ばれた教員2人からなる「課題研究審査委員会」を設けます。

⑦ 公開発表会（2年次1月）

研究科長は、課題研究成果の発表の場として発表会を開催する。学生は指導教員のもとで発表内容をまとめ、研究成果を発表します。

⑧ 最終試験の実施（2年次1月）

審査委員会は課題研究論文の論文内容を中心に口頭試問により最終試験を実施します。

⑨ 課題研究論文の判定ならびに修士課程修了判定（2年次2月）

最終提出された課題研究論文は審査委員会において「課題研究論文審査基準」に基づき課題研究論文としての水準や倫理的側面等から審査を行い、論文の可否を決定します。

⑩ 修士課程の修了及び学位の授与（2年次3月）

「島根県立大学学位規定」に基づき、学長は、研究科委員会の判定結果により学生の修士課程の修了を認定し、「修士（看護学）」の学位を授与します。

(2)成績評価

成績評価は学期中に行う提出物、テスト、討議参加状況を総合的に勘案して行い、成績評価方法についてはシラバスに記載した通りに行います。

評価は「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階とし、「秀」「優」「良」「可」を合格、「不可」（60点未満）を不合格とし、単位として認定しません。論文審査及び最終試験の成績は合格・不合格とします（詳細は、「島根県立大学大学院履修規程」巻末資料VI参照）。

(3)学位論文の公表

学生は、論文の公表方法について研究指導教員から指導を受け、修士論文の審査申請の際、当該論文を学術集会等で発表又は投稿することとして、その予定を記載して提出します。論文は、大学のホームページにおいて題名等の公表を必須とし、全文は図書館で保管します。

3) 高度実践者養成コース(診療看護師(NP)プライマリ・ケア領域)

(1)研究指導

指導教員は、入学時に当該学生に対して履修方法、研究指導方法等に関する相談指導を行ない履修期間の設定に係る助言を行います。また、指導教員は学生が認められた履修期間内で修了できるように計画的な授業科目の修得、あるいは研究活動の適切な進行について助言・相談を行います。

研究指導については、入学時から学生の関心のある研究課題について指導しながら、研究課題を決定します。また論文作成の過程においては、適宜指導教員による研究指導及び論文内容に関連のある専門領域の教員が助言を行います。

なお、学生が研究を遂行する際には、必要に応じて指導教員が研究責任者となり、本学倫理委員会において審査を行います。

① 指導教員の決定（1年次4月）

入学時オリエンテーションを経て研究課題・研究計画の概要を提出して、研究指導教員を決定します。また研究指導を進行する中で、学生より研究指導教員の変更の申し込みがあった場合は、研究科委員会の承認を経て、変更することができます。

② 研究課題の明確化及び研究計画の立案（1年次7～12月）

1年次7月から11月の間に課題研究の題目を決定し、概ね12月までに研究計画書を作成し提出します。指導教員は、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、研究方法、研究対象者への倫理的配慮等について指導します。研究の開始前には、研究倫理審査委員会の審査を受けます。審査後、学生は研究計画書に基づき、研究を開始します。指導教員は研究の開始から論文作成まで、データ収集・分析の方法の結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導を継続します。

③ 研究倫理審査（1年次3月まで）

学生は、研究の実施にあたっては研究計画書を作成した時点で、本学の研究倫理審査委員会等の審査を受け、承認を受けるものとします。

④ 課題研究論文の作成及び指導（2年次4月～12月）

学生は研究成果をもとに課題研究論文をまとめていきます。指導教員は学生の課題研究論文作成について、論文の全体構成、資料・データの分析・整理方法、図表の作成、文献検索など論文作成の指導を行います。

⑤ 課題研究論文の提出（2年次1月）

学生は、課題研究論文を所定の期日までに学務課に提出します。

⑦ 公開発表会（2年次1月）

研究科長は、課題研究成果の発表の場として発表会を開催する。学生は指導教員のもとで発表内容をまとめ、研究成果を発表します。

研究科長は受理した課題研究論文の審査を研究科委員会に付託し、研究科委員会は、学生毎に主研究指導教員1人、副指導教員もしくは研究科委員会から選ばれた教員2人からなる「課題研究審査委員

会」を設けます。

⑧ 最終試験の実施（2年次1月）

審査委員会は課題研究論文の審査後、論文内容を中心に口頭試問により最終試験を実施します。

⑨ 課題研究論文の判定ならびに修士課程修了判定（2年次2月）

最終提出された課題研究論文は審査委員会において「課題研究論文審査基準」に基づき課題研究論文としての水準や倫理的側面等から審査を行い、論文の合否を決定します。

⑩ 修士課程の修了及び学位の授与（2年次3月）

「島根県立大学学位規定」に基づき、学長は、研究科委員会の判定結果により学生の修士課程の修了を認定し、「修士（看護学）」の学位を授与します。

(2)成績評価

成績評価は学期中に行う提出物、テスト、討議参加状況を総合的に勘案して行い、成績評価方法についてはシラバスに記載した通りに行います。

評価は「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階とし、「秀」「優」「良」「可」を合格、「不可」（60点未満）を不合格とし、単位として認定しません。論文審査及び最終試験の成績は合格・不合格とします（詳細は、「島根県立大学大学院履修規程」巻末資料VI参照）。

(3)学位論文の公表

学生は、論文の公表方法について研究指導教員から指導を受け、修士論文の審査申請の際、当該論文を学術集会等で発表及び投稿することとして、その予定を確認して提出します。論文は、大学のホームページにおいて題名等の公表を必須とし、全文は図書館で保管します。

4) 修士論文の提出

(1)提出時期

修士論文の提出は、あらかじめ研究指導教員の承認を得て、次に示す提出書類を「シラバス」内学年暦記載の日にちの12時までに学務課に提出してください。

(2)提出先

学務課受付で不備がないかを確認しますので、必ず申請学生本人が持参してください。

提出書類と部数（申請書の様式は巻末資料VI「島根県立大学大学院看護学研究科博士前期課程学位審査実施細則」を確認）

ア 修士論文審査願(申請書) 1部・・・様式第M4号

イ 修士論文題目届(仮・本) 1部・・・様式第M3号

ウ 修士論文及び論文要旨 3冊

エ 要旨及び論文表紙のPDFデータ・・・メールで学務課担当者へ送付する

※ウはフラットファイル(表紙に学籍番号・氏名を記載する)に綴じて提出すること。

5) 修士論文公開発表会

論文提出者は、研究科委員会が主催する修士論文公開発表会において修士論文を口頭発表しなければなりません。研究科委員会は、発表プログラムを決定した場合、速やかに研究指導教員及び発表者に通知します。

(1)日時と場所

学年暦参照 (時間・場所：別途連絡)

(2)発表方法

- ・当日の発表は、一人あたり発表15分、質疑応答10分、合計25分とする。
- ・発表はパワーポイントを用いて行う。
- ・座長は主指導教員が行う。

(3)準備、当日の役割

- ・運営、会場の準備は学生(M1)が行う(司会進行は教員が担当する)。
- ・事前に会場のパソコンに発表に用いるパワーポイントのファイルを保存しておき、きちんと作動するかどうか確認しておくこと。
- ・学生(M1)の役割は、受付、マイク係で、当日までに相談して決めておくこと。

(4)参加者

大学院生、大学院教員、大学教員

※学内(教員及び院生)への案内については、学務課が行う。

6) 論文審査・最終試験

論文提出者は、論文審査委員による口頭試問等の合否判定審査を受けなければなりません。審査の時間割等については論文提出後、研究科委員会が速やかに作成し、関係者に通知します。

(1)日時と場所

学年暦参照(時間・場所：別途連絡)

(2)審査方法

- ・論文審査委員による口頭試問等
- ・審査の時間は、一人40分(プレゼン10分、口頭試問30分)とする。

(3)修士論文(最終)の提出

論文審査委員による修正意見等を踏まえて、論文の再検討を行い、修正を行った論文を研究指導教員の承認を得て学年暦に記載の日の12時まで以下のとおり学務課まで持参してください。

- ア 修士論文 … 3冊
- イ 修士論文の中身(製本用) … 必要部数
- ウ 論文表紙のWordデータ … メールで学務課担当者へ送付する

※アはフラットファイル(表紙に学籍番号・氏名を記載する)に綴じて提出すること。

※イは製本時の中身となるため、穴をあけたりせず、クリアファイルなどに入れて必要部数を提出すること(製本費用は自己負担。図書館寄贈分として1部は必須とする)。

※修正のない場合も同様に提出する。

7) 修士論文審査基準

(1)論文審査委員による論文の審査基準

- ① 特別研究論文
 - ・学術的価値・有用性のある研究である
 - ・研究に独創性がある
 - ・文献検討が適切に行われ、目的と意義が明確である
 - ・キーワードや概念の定義が適切である
 - ・研究デザインや研究方法は適切である
 - ・倫理的配慮は適切である
 - ・データ収集・分析・解釈は適切である
 - ・論文として論旨が明確で、一貫性がある
- ② 課題研究論文
 - ・専門領域の実践に貢献する有用性のある研究である
 - ・文献検討が適切に行われ、課題と意義が明確である
 - ・キーワードや用語の定義が適切である
 - ・研究デザインや研究方法は適切である
 - ・倫理的配慮は適切である
 - ・データ収集・分析・解釈は適切である
 - ・論理的に構成されており、矛盾や飛躍がない

(2)公開発表会・論文審査(口頭式問)・最終試験の審査基準

- ① 特別研究論文
 - ・公開発表における、目的・方法・結果が明快で、わかりやすい
 - ・研究の目的・意義、方法、結果などを正しく理解している
 - ・口頭による応答が的確にできる
 - ・特別研究論文において、主査および副査の指摘箇所について適切な修正ができている
- ② 課題研究論文
 - ・公開発表における、目的・方法・結果が明快で、わかりやすい
 - ・研究の目的・意義、方法、結果などを正しく理解している
 - ・口頭による応答が的確にできる
 - ・課題研究論文において、主査および副査の指摘箇所について適切な修正ができている

修正論文の提出後、研究科委員会において学位授与の判定を行う。

研究科長は、結果を速やかに、論文提出者に通知する。

【博士後期課程】

1) 『後期特別研究』における研究指導

博士論文作成のための研究指導期間は、『後期特別研究』の履修登録を受理した時点から博士論文最終試験までの間を指します。

教員は、学生が、『後期特別研究』のシラバスに示されている「学科目的・目標」および「授業内容と方法」を参考にし、いつまでに、何が、どこまでできればよいのかを具体的に計画できるよう指導します。学生は、その計画に基づき自律的に学習を進めます。主研究指導教員は、提示された内容から、学生の課題の達成状況を把握し、副研究指導教員と連携をとりながら個別に指導します。

2) 論文に関わる審査および最終試験までの流れ

(1) 『後期特別研究』履修登録受理から研究計画審査まで

① 研究指導体制

- ・ 博士論文の作成等に関する指導は、主研究指導教員と副研究指導教員による複数指導体制を原則とします。主研究指導教員及び副研究指導教員（以下、研究指導教員という。）は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論までの全過程を直接指導し、予定された年限内に学生が修了できるよう指導することに責任を持ちます。
- ・ 主研究指導教員は、学生と相談の上、副研究指導教員を提案し、本人の了解を得て、研究科委員会に報告します。また、副研究指導教員と十分に連携をとり、学生の研究遂行を支援します。なお、必要に応じて、共通科目を担当する教員および学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるよう配慮します。また、主研究指導教員及び副研究指導教員による複数指導体制を基本とし、論文作成を通して得られる批判力、論理性及び表現力が十分に涵養されるよう必要な助言を行います。さらに、看護学研究科の大学院生と研究指導教員が参加する合同検討会を定期的で開催し、研究計画、データ収集・分析結果のディスカッションを通じて、研究指導教員以外からの助言・指導が受けられる場を設け、複数指導・共同指導体制による研究指導を実施します。その他、教員によるプロジェクトセンターを活用した研究協力・指導体制の下で研究実践力や、研究プロジェクトの企画・マネジメント力の育成を行います。

② 研究指導計画の作成

- ・ 研究指導教員は、ゼミ形式により『後期特別研究』を展開し、博士論文の作成過程に必要な指導を行います。学生が、当初予定した履修期間に合わせ、修了できるよう指導します。例えば、学生が3年間の修了を目標としている場合、研究指導教員は、学生が2年次春学期までに研究計画審査および研究倫理審査に合格し、3年次春学期までにデータ収集・分析、結果、考察及び結論の論述を終え、3年次秋学期に論文審査に合格できるよう研究指導を行います。
- ・ 研究指導教員は、具体的な研究指導計画を作成し、ゼミを通し、学生が目標を達成できるよう教授活動を展開します。また、研究指導計画に基づき、研究の進捗状況および目標到達度を学生と確認し、合意を得ながら学生の研究遂行を支援します。

③ 研究計画審査に向けた指導

- ・ 研究指導教員は、学生が研究計画審査を受けるまでに、博士論文の緒言から研究方法に至るまでの論 述を概ね終了できるよう支援します。
- ・ 学生が博士論文研究計画審査を受けるためには、次の書類を準備し、提出する必要があります(提出先：学務課。申請書の様式は巻末資料VI「島根県立大学大学院看護学研究科博士後期課程学位審査実施細則」を確認)。
 - ア 博士論文研究計画審査願 1部・・・様式第D5号
 - イ 博士論文題目届(仮・本) 1部・・・様式第D3号
 - ウ 研究計画書(データ収集する際の「依頼文書」「同意書」「質問紙」などを含む) 4部
 - エ 在職施設においてデータ収集する際の許可文書(必要に応じて) 1部・・・様式第D9号
- ・ 研究指導教員は、学生が研究計画審査に必要な書類を作成し、審査を受けられるよう必要な指導を行います。博士論文研究計画審査願については、内容を確認した後、承認印を押します。

④ 研究計画審査体制

- ・ 研究計画審査委員会の構成員は、研究科長が提案し、研究科委員会の承認を受けた研究科教員(主指導教員の資格のある者)4名から構成されます(当該学生の研究指導教員を含むことができる)。
- ・ 研究計画審査委員会委員長は、研究科長が提案し、研究科委員会の承認を得ます。承認を得た研究計画審査委員会委員長は審査委員会を開催します。なお、当該学生の研究指導教員は委員長になることはできません。

⑤ 研究計画審査の方法

- ・ 審査委員は、博士論文研究計画書を受け取り、精読し、博士論文の審査基準と照らし合わせて審査を行い、博士論文研究計画審査結果に記載します。審査に伴う各審査委員の配点は等分とします。審査委員長は、審査委員会を開催し、各審査委員の審査結果に基づき、協議するとともに、学生と面接を行います。
- ・ 主研究指導教員は、当該学生に指定する場所で待機するよう指導します(審査日：学年暦参照、時間：別途連絡)。
- ・ 審査委員会は、審査委員長が司会を務め、審査基準の項目について基準に達しているかどうかを協議します。協議の結果、研究計画審査の基準に達していると判断された場合、審査委員長は、博士論文研究計画審査結果報告書に記載し、研究科委員会に報告します。
- ・ 審査結果が基準に達せず加筆・修正、および研究計画書の再提出が必要な場合、審査委員長は、学生に加筆・修正が必要な内容と再提出の必要性を明確に伝えます。また、修正のための期間を確保できるよう考慮します(審査および修正期間については、別に示す)。
- ・ 研究指導教員は、研究計画書修正のための指導および修正後の確認を行います。審査委員は、学生が迅速に次の段階に進められるよう配慮します。
- ・ 研究科長は、博士論文研究計画審査結果通知書をもって、審査結果を学生に通知します。なお、研究指導教員を除く審査委員は、審査終了後、研究計画書を事務局に返却します。

(2)研究計画審査審査基準

- ① 看護学に貢献する学術的価値・有用性のある研究である
- ② 独創性・発展性を有している
- ③ 研究課題は適切に表されている
- ④ 十分な文献検討に基づき、研究の重要性・意義は明確にされている
- ⑤ 研究目的は明確である
- ⑥ 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いている
- ⑦ 研究方法が詳述されている
- ⑧ 明確で一貫性・論理性のある議論が展開されている
- ⑨ 倫理的な問題がない

(3)研究計画審査合格から倫理審査まで

研究計画審査合格後、学生が研究倫理審査を受けるためには、次の書類を準備する必要があります。

ア 研究倫理審査申請書 1部

イ 研究計画審査に合格した研究計画書 部数は管理課担当者に問い合わせること
(データ収集する際の「依頼文書」「同意書」「質問紙」などを含む)

ウ 職施設においてデータ収集する際の許可文書(必要に応じて) 1部

- ・ 研究指導教員は、学生が研究倫理審査に必要な書類を作成し、審査を受けられるよう必要な指導を行います。研究倫理審査申請書については、内容を確認した後、承認印を押します。

(4)倫理審査合格から論文個別審査、公開発表会及び最終審査まで

① 研究指導の実施

主研究指導教員は、副研究指導教員と連携をとりながら、学生が目標を達成できるよう教授活動を展開します。また、研究指導計画に基づき、研究の進捗状況及び目標到達度を学生と確認し、合意を得ながら学生の研究遂行を支援します。

② 博士論文の完成

緒言から結論までの論述を指導します。また、適切な博士論文が作成できるよう指導します。博士論文の審査基準と照合し、論文内容が基準を充たしているか否か確認します。

③ 博士論文審査に向けた指導

a. 博士論文審査体制

- ・ 博士論文審査委員会の委員は、研究科長が提案し、研究科委員会の承認を受けた研究科教員(主研究指導教員の資格のある者)3名により構成します。なお、審査委員には当該学生の研究指導教員を含まないこととします。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者1名あるいは専門の異なる研究者1名を審査委員に追加することができます。
- ・ 博士論文審査委員会委員長は、研究科長が提案し、研究科委員会の承認を得ます。承認を得た博士論文審査委員会委員長は審査委員会を開催します。

この委員会は、次の審査を担当します。

- ・博士論文予備審査
- ・博士論文個別審査
- ・公開論文発表会（最終試験）

b. 博士論文予備審査

- ・ 博士論文審査委員会は、博士論文提出に先立ち博士論文の予備審査を行います（審査の日時は学年暦参照。時間、場所は別途示す）。審査委員は、審査に先立ち博士論文（予備審査用）を受け取り、精読し、基準と照らし合わせて事前に審査を行います。研究指導教員は、完成した博士論文の内容を確認します。なお、学生が博士論文予備審査を受けるためには、指定された期日までに、次の書類を提出する必要があります（提出先：学務課。申請書の様式は巻末資料VI「島根県立大学大学院看護学研究科博士後期課程学位審査実施細則」を確認）。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ア 博士論文予備審査願 | 1部・・・様式第D6号 |
| イ 博士論文題目届（仮・本） | 1部・・・様式第D3号 |
| ウ 博士論文及び論文抄録 | 4部 |
| エ 参考論文（該当する論文がある場合） | 4部 |

※ウ、エはフラットファイル（表紙に学籍番号・氏名を記載する）に綴じて提出すること。

※エは査読のある学術雑誌に掲載または掲載予定のもので、かつ申請者が筆頭論文である場合とする。

- ・ 予備審査当日、審査委員は、学生による研究概要の説明を聴いた後、博士論文審査基準に基づき不明確な点を質問し、確認します。質問に対する学生の説明を聴き、博士論文の審査基準を参考に個別に審査を行います。
- ・ 審査委員長は、最終的な審査結果をまとめ、博士論文予備審査結果報告書（様式第D13号）に記載し、研究科委員会に報告します。
- ・ 研究科委員会は、審査委員長の報告に基づき予備審査の可否を決定します。
- ・ 研究科長は、博士論文予備審査結果通知書（様式第D14号）をもって、審査結果を学生に通知します。

c. 博士論文個別審査

- ・ 研究指導教員は、完成した博士論文の内容を確認します。なお、学生が博士論文個別審査を受けるためには、指定された期日までに、次の書類を提出する必要があります（提出先：学務課。申請書の様式は巻末資料VI「島根県立大学大学院看護学研究科博士後期課程学位審査実施細則」を確認）。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ア 博士論文審査願 | 1部・・・様式第D7号 |
| イ 博士論文題目届（仮・本） | 1部・・・様式第D3号 |
| ウ 博士論文及び論文抄録 | 4部 |
| エ 参考論文（該当する論文がある場合） | 4部 |
| オ 抄録及び論文表紙のPDFデータ | メールで学務課担当者へ送付する |

※ウ、エはフラットファイル（表紙に学籍番号・氏名を記載する）に綴じて提出すること。

※エは査読のある学術雑誌に掲載または掲載予定のもので、かつ申請者が筆頭論文である場合とする。

- ・ 研究指導教員は、予備審査に合格した後、学生が上記の書類を作成し、個別審査を受けられるよう必要な指導を行います。博士論文審査願については、内容を確認した後、承認印を押します。
- ・ 審査委員会は、博士論文の個別審査を行います。審査委員は、審査に先立ち博士論文を受け取り、精読し、基準と照らし合わせて事前に審査を行います。審査当日、審査委員は、学生による研究概要の説明を聴いた後、博士論文審査基準に基づき不明確な点を質問し、確認します。質問に対する学生の説明を聴き、博士論文の審査基準を参考に個別に審査を行います。

d. 最終論文提出

- ・ 個別審査による修正意見を踏まえて論文の再検討を行い、修正を行った論文（最終論文）を研究指導教員の承認を得た上で、以下のとおり提出します（提出先：学務課）。
 - ア 博士論文 4部※フラットファイル（表紙に学籍番号・氏名を記載する）に綴じて提出すること。
- ・ 研究指導教員は公開論文発表会に向け、自立して発表原稿・画面を作成し、質疑応答に対応できるように指導します。なお、公開論文発表会は公開の範囲を原則として、看護学研究科教員、看護学部教員、看護学研究科学生、修了生、研究生及び科目等履修生とします。

e. 公開論文発表会

- ・ 個別審査終了後、研究科委員会が主催する博士論文公開発表会において口頭発表しなければなりません。研究科委員会は、発表プログラムを決定した場合、速やかに研究指導教員及び発表者に通知します。

《日時と場所》

- ・ 学年暦参照（時間・場所未定：別途連絡）

《発表方法》

- ・ 当日の発表は、一人あたり発表 30 分、質疑応答 20 分、合計 50 分とする。
- ・ 発表はパワーポイントを用いて行う。
- ・ 座長は発表論文の審査委員長が行う。

《準備、当日の役割》

- ・ 運営、会場の準備は学生及び教職員が行う（司会進行は教員が担当する）。
- ・ 事前に会場のパソコンに発表に用いるパワーポイントのファイルを保存しておき、きちんと作動するかどうか確認しておくこと。
- ・ 学生（D1）の役割は、受付、マイク係で、当日までに相談して決めておくこと

《参加者》

- ・ 看護学研究科教員、看護学部教員、看護学研究科学生、修了生、研究生及び科目等履修生

※学内（教員及び院生）への案内については、学務課が行う。

f. 最終審査

審査委員会は修正された博士論文の最終審査（最終審査）を行います。審査委員は修正された論文について、これまでの審査や公開発表会での質疑や指摘事項が明確となっており、博士論文として合格点に達しているかを審査します。

3) 合否判定会議

研究科長は、最終審査の後、研究科委員会（看護学研究科看護学専攻博士後期課程専任教員常任委員会）を開催します。

審査委員長は、博士論文個別審査及び最終審査結果報告書（様式第D15号）に記載し、速やかに研究科長に提出する。また、研究科委員会で報告します。

審査委員長の報告に基づき審議し、看護学研究科看護学専攻博士後期課程専任教員常任委員会が学位論文として価値あるものと認めるか、挙手による合否を議決します。なお、合否判定会議は構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席する構成員の過半数の同意をもって決することとなります。

4) 合否判定会議後

審査委員は、審査終了後、博士論文を事務局に返却します。

研究科長は、博士論文最終審査結果通知書（様式第D16号）をもって、最終審査結果を学生に通知します。

最終審査に合格した学生は、論文要旨（様式第D8号。A4版1枚 600～800字程度）を速やかに研究科長に提出します。また、研究科長は、博士論文最終審査結果報告書に論文要旨を添付し、学長に報告します。

5) 学位論文の公表

文部科学省令学位規則第8条に基づき、博士の学位を授与したときは、大学は学位を授与した日から3か月以内に当該博士の学位授与に係る論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表します。

また、学位規則第9条に基づき、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとされているため、博士論文の要旨及び全文公開に必要な次の書類を下記のとおり指定された期日の12時までに提出する必要があります。

ア 学位論文（博士）の公表許諾書 1部・・巻末資料「博士論文の公表と著作権等」【別紙3】

イ 論文要旨のPDFデータ

ウ 博士論文のPDFデータ

※イ、ウについては、USBに保存し提出すること（USBは返却しない）

6) 博士論文審査基準

- ① 看護学に貢献する学術的価値・有用性のある研究である
- ② 独創性・発展性を有している
- ③ 研究課題は適切に表されている
- ④ 十分な文献検討に基づき、研究の重要性・意義は明確にされている
- ⑤ 研究目的は明確である
- ⑥ 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いている

- ⑦ 研究方法が詳述されている
- ⑧ 必要なデータが適切に収集されている
- ⑨ 収集されたデータが適切に分析されている
- ⑩ 研究目的に適った結果が示されている（図表の提示も含む）
- ⑪ 十分な文献を用い、考察を深めている
- ⑫ 明確で一貫性・論理性のある議論が展開されている
- ⑬ 倫理的な問題がない
- ⑭ 抄録は研究の概要を適切に示している